ACSES ニュースレター_２０３６号（2021 年 2 月 15 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（17 頁）―

[大震災対策]
・福島県沖 震度 6 強のあとも地震相次ぐ 今後 1 週間程度注意を／福島県沖で地震相次ぐ“揺れや津波への備え確認を” 地震調査委〈放送報道〉
・余震に注意、避難も検討を　家具の固定などの備え大切〈新聞報道〉
[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇[インド] 爆竹工場で爆発、19 人死亡 インド〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リモコンアダプタ(照明器具用)で火災等〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・冬タイヤの摩耗、国交省が基準示す　事業者の確認義務づけ　立ち往生相次ぎ〈新聞報道〉
・オブジェ火災、両親ら大学と和解　男児死亡、安全教育を徹底〈Web報道〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・被ばく医療の国際貢献を議論　広島「HICARE」設立 30 年〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」の開設について〈消費者庁〉
◇省庁発表
◇マスク
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇感染者
◇大学等関係
○新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令（文部科学省令第 6 号）
○新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示（文部科学省告示第 9 号）
◇マスコミ報道　見出し
[3] 生態毒性予測システム「KATE2020 version 2.0」への更新について〈環境省〉
[4] 環境安全関係
◇木屋川水系木屋川ダム再開発事業に係る環境影響評価書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
◇水くむだけで生息調査　宍道湖七珍復活へ新手法　島根大〈新聞報道〉
[5] 調査、公募、意見募集等
[公募結果、意見募集結果]　１件　[調査結果]　１件
[6] その他省庁発表　２件
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　３件　[開催記録、報告、資料等]　６件
[8] 海外の化学物質管理情報

烏野豌豆（カラスノエンドウ、矢筈豌豆（ヤハズエンドウ））

〇国際：１件　　〇欧州：８件　　〇米国：３件　　〇カナダ：３件　　〇タイ：５件

[9] その他

◇インフルエンザ、感染症関係：１件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇[インド] 爆竹工場で爆発、19 人死亡 インド

＜AFP＝時事　2021 年 2 月 13 日＞　https://www.afpbb.com/articles/-/3331588

インド南部の爆竹工場で 12 日、爆発があり、少なくとも 19 人が死亡、数十人がけがをした。地方当局が 13 日、明らかにした。

　爆発はタミルナド（Tamil Nadu）州ビルドゥナガル（Virudhunagar）県の工場で 12 日午後に発生。地元当局の R・カナン（R Kannan）氏は AFP に対し、「今のところ 34 人が負傷し、治療を受けている。うち数人は重度のやけどをしている」と明らかにし、死者数は今後増えるとの見通しを示した。

　メディアの報道によると、工場は違法操業をしていた。ニュースサイト「ニュース・ミニット（The News Minute)」によれば、工場所有者の行方がわからなくなっており、警察は爆発の原因を調べている。

　ナレンドラ・モディ（Narendra Modi）首相は、遺族に対して 20 万ルピー（約 29 万円）の補償を行うと発表した。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リモコンアダプタ(照明器具用)で火災等

＜消費者庁　2021 年 2 月 12 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023122/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210212_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：４件

（うち石油給湯機１件、石油温風暖房機（開放式）１件、カセットボンベ１件、
屋外式（ＲＦ式）ガス給湯器（ＬＰガス用）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：９件

（うちリチウム電池内蔵充電器１件、ノートパソコン４件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）１件、リモコンアダプタ（照明器具用）１件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）１件、ＬＥＤモジュール１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：10 件

（うち携帯電話機（スマートフォン）２件、空気圧縮機１件、ＩＨ調理器１件、電気温風機１件、
ＬＥＤモジュール１件、バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）２件、充電器１件、
電気カーペット１件）

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2021 年 2 月 12 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023119/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210212_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：36 件

うち重大事故等として通知された事案：24 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2021 年 2 月 12 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023117/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210212_02.pdf

1.事故情報(食中毒情報を除く。):２件、2.リコール・自主回収情報:７件、3.食中毒情報：３件

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・冬タイヤの摩耗、国交省が基準示す　事業者の確認義務づけ　立ち往生相次ぎ

＜朝日新聞　2021年2月13日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S14799976.html

大雪の影響で相次いでいる大規模な立ち往生を受け、国土交通省は、冬タイヤの溝の摩耗基準を明確にしたうえで、トラックやバスの事業者に冬タイヤの状態を前もって確認することを義務づけた。すり減ったタイヤで運行した場合は、行政指導や処分の対象になる。関係する通達を改正した。

この冬は大雪による立ち往生が相次いだ。昨年12月16～18日に新潟県内の関越自動車道で約2100台、今月9～12日に福井県の北陸自動車道で約1600台が立ち往生した。NEXCOによると、トラックなど大型車が相次いでスリップやスタックしたことが影響したという。

国交省は、冬タイヤの消耗によってスリップやスタックが起き、大規模な立ち往生につながる可能性があると分析した。

冬タイヤの確認は、安全のために事業者がする措置としてこれまでも通達で書かれていたが、「使用状況に応じた点検・整備を行うこと」とあいまいな表現になっていた。今回はこれを改め、メーカーの推奨する使用限度よりもタイヤがすり減っていないこと、として基準を明確にした。

多くの国内メーカーでは、溝の深さが新品のほぼ50%になった時点を冬タイヤの使用限度としている。タイヤがすり減り、底が一段高くなった「プラットホーム」と呼ばれる部分が表面に出たときがそれにあたる。

・オブジェ火災、両親ら大学と和解　男児死亡、安全教育を徹底

＜共同通信　2021年2月11日＞　https://www.47news.jp/news/5835781.html

東京・明治神宮外苑のイベント会場で2016年、ジャングルジム型の木製オブジェが燃え、中で遊んでいた幼稚園の男児＝当時（5）＝が死亡した火災で、出展した日本工業大（埼玉県）側に計約1億2千万円の損害賠償を求めた東京地裁の訴訟で、両親らが大学と和解したことが11日、分かった。両親らの代理人によると、大学が学生への安全教育を徹底し、再発防止策を講じる内容。　また大学は男児に「哀悼の意」を表し、解決金を支払った。金額は明らかにしていない。両親は「息子の犠牲が今後の対策に生かされることを心から望んでいる」とのコメントを出した。和解成立は昨年12月3日付。

□***大災害、原発事故対策***

[原子力施設全般]

・被ばく医療の国際貢献を議論　広島「HICARE」設立30年

＜共同通信　2021年2月11日＞　https://www.47news.jp/national/5836327.html

---

[大震災対策]

・福島県沖 震度6強のあとも地震相次ぐ 今後1週間程度注意を

＜NHK　2021年2月14日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210213/k10012865151000.html

13日夜遅く、福島と宮城で震度6強の激しい揺れを観測する地震があった福島県沖では、その後も地震が相次いでいます。気象庁は、今後1週間程度は最大震度6強程度の揺れを伴う地震に注意するよう呼びかけています。

13日夜11時すぎ、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3の地震がありました。

この地震で、▽震度6強の揺れを宮城県蔵王町、福島県の相馬市、国見町、新地町で観測しました。

また、▽震度6弱の揺れを宮城県と福島県の各地で、▽震度5強の揺れを宮城県と福島県、それに栃木県の各地で、▽震度5弱の揺れを福島県と宮城県、岩手県、山形県、栃木県、茨城県、それに埼玉県の各地で観測しました。

このほか、震度4から1の揺れを北海道から中国地方にかけての広い範囲で観測しました。

気象庁の観測によりますと、震源地は福島県沖で震源の深さは55キロ、地震の規模を示すマグニチュードは7.3と推定されています。

この地震による津波はありませんでした。

その後も福島県沖を震源とする地震が相次いでいて、14日午後6時までに、

▽震度4の揺れを観測する地震が1回、

▽震度3が2回、

▽震度２が10回、
▽震度１が22回、
発生しています。
地震の影響で、建物が壊れたり、土砂災害が起きたりしているところがあります。
気象庁は、今後１週間程度は最大震度６強程度の揺れを伴う地震に注意するよう呼びかけています。
また、15日は低気圧が発達しながら東北の沖合を通過する影響で、福島県や宮城県や関東地方では風が強まり、激しい雨が降るおそれもあります。ふだんより土砂災害が起きやすくなっているため、急な斜面には近づかないことが大切です。

宮城県 福島県で震度６強以上は10年前の平成23年以来

気象庁によりますと、宮城県で震度６強以上の揺れを観測するのは、10年前の平成23年（2011年）４月７日、宮城県沖を震源とするマグニチュード7.2の地震で震度６強の揺れを観測して以来です。
また、福島県で震度６強以上の揺れを観測するのは、平成23年（2011年）３月の東日本大震災を引き起こした巨大地震の際に震度６強の揺れを観測して以来です。
国内で震度６強以上の揺れを観測するのは、おととし（平成31年）６月、山形県沖を震源とするマグニチュード6.7の地震で新潟県村上市で震度６強の揺れを観測して以来です。

専門家「今後１週間程度は同程度の激しい揺れに注意が必要」

今回の地震について、地震のメカニズムに詳しい、東京大学地震研究所の古村孝志教授は、「震源の場所やメカニズムからみて陸側のプレートに沈み込む太平洋プレートと呼ばれる岩盤の内部で起きた地震とみられる。比較的震源が深いため津波の被害の心配はないが、規模が大きく、広い範囲で強い揺れを引き起こしたとみられる。この領域では、以前から地震活動が活発な事に加え、東北沖の巨大地震の影響も残っている。今後１週間程度は同程度の激しい揺れに注意が必要だ」と話しています。

強い揺れあった地域 建物の被害や片づけに注意

震度６強など強い揺れがあった地域では、建物の被害や片づけに注意が必要です。
耐震性が低かったり老朽化が進んでいる住宅などの建物は、地震による大きな揺れで倒壊など被害を受けるおそれがあります。
迅速な避難が難しい夜間や、建物のきしむ音がしたり、壁に亀裂やひび割れが入っているなど、不安な場合は避難所や近くの頑丈な建物で過ごしてください。
この際は、ほかの建物やブロック塀に注意してください。
揺れで弱くなっている可能性があります。

・福島県沖で地震相次ぐ“揺れや津波への備え確認を”地震調査委

＜NHK　2021年２月15日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210215/k10012867251000.html

13日に福島と宮城で震度６強の激しい揺れを観測する地震があった福島県沖では、地震が相次いでいます。政府の地震調査委員会は、今後１週間程度は最大震度６強程度の揺れを伴う地震に注意するとともに、10年前の巨大地震の余震域やその周辺では、今後も規模の大きな地震が起きるおそれがあるとして、揺れや津波への備えを改めて確認するよう呼びかけています。
13日の午後11時すぎ、福島県沖で起きたマグニチュード7.3の地震では
▽震度６強の揺れを宮城県蔵王町、福島県の相馬市、国見町、新地町で観測しました。
また、
▽震度６弱の揺れを宮城県と福島県の各地で、
▽震度５強の揺れを宮城県と福島県、それに栃木県の各地で、
▽震度５弱の揺れを福島県と宮城県、岩手県、山形県、栃木県、茨城県、それに埼玉県の各地で観測しました。
宮城県石巻市の石巻港では20センチの津波が観測されたということです。
福島県沖を震源とする地震はその後も相次いで起きています。
政府の地震調査委員会は14日夜、臨時の会合を開いて今後１週間程度は最大震度６強程度の揺れを伴う地震に注意が必要だという評価をまとめました。
そのうえで10年前の巨大地震の余震域やその周辺では、今後も長期間にわたって規模の大きな地震が起き、津波を伴う可

能性もあることに注意すべきだとしています。
地震調査委員会の委員長で防災科学技術研究所の平田直参与は「今回の地震がもう少し浅いところで起き、規模がもう少し大きければ、高い津波となった可能性がある。沿岸に住む方は改めて津波への備えも確認してほしい」と呼びかけました。

・余震に注意、避難も検討を　家具の固定などの備え大切
＜朝日新聞＞　https://www.asahi.com/articles/ASL96569YL96UTFL00M.html?iref=comtop_ThemeLeftS_01
身を守る情報
【余震で注意すること】
気象庁によると、余震は１週間程度、特に最初の２～３日程度は規模の大きな地震が発生することが多く注意が必要で、壊れかけた家などには近づかないよう、呼びかけている。
家屋が傾くなど、耐震性に不安がある場合や、子ども、高齢者、障害のある家族がいる場合は余震に備えて避難をする判断も必要。
家屋で引き続き生活する場合も▽屋内の家具や電化製品などが傾いていないか、高い場所から物が落ちてこないかを確認し、家具などを固定。もし固定されていた場合も、再度確認する▽防災用品を確認し、家族と避難場所について話し合っておく▽警報の発表をいつでも確認できるようにラジオなどを持ち歩くことなどが大切だという。
余震について、様々な情報が飛び交って不安になることが多いが、情報の送り手を確認し、科学的な説明がされているかを見極めることが重要だという。
【災害ＩＮＦＯ】地震が起きたときに役立つ情報など
https://www.asahi.com/saigai/?iref=pc_extlink
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(2 月 13 日各自治体公表資料集計分
＜厚生労働省　2021 年 2 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16724.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 2 月 14 日版）
＜厚生労働省　2021 年 2 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16726.html
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 2 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16727.html
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港・海港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 2 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16730.html
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00231.html
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について
＜厚生労働省　2021 年 2 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16728.html
---

◇マスコミ報道　見出し
・世界のコロナ新規感染者数、この 1 か月でほぼ半減 AFP 統計
＜AFP＝時事　2021 年 2 月 13 日＞　https://www.afpbb.com/articles/-/3331540
・国内のコロナ死者、70 歳以上が 9 割近く　40 歳未満は 17 人
＜日経新聞　2021 年 2 月 12 日＞　https://vdata.nikkei.com/newsgraphics/coronavirus-japan-chart/
・コロナ感染 自宅などで体調悪化し死亡 254 人に 先月は急増
＜NHK　2021 年 2 月 14 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210214/k10012864851000.html
---

[対策・予防]

◇政府 「まん延防止等重点措置」での要請や命令の流れなど通知

＜NHK　2021 年 2 月 13 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210213/k10012863881000.html

新型コロナウイルス対策の改正特別措置法が 13 日から施行されたのに合わせ、政府は都道府県に対し、新たに設けられた「まん延防止等重点措置」のもとで行う要請や、命令の手続きの流れなどを通知しました。

それによりますと、「まん延防止等重点措置」のもとで、都道府県知事が行う営業時間の短縮などの要請に、飲食店などの事業者が応じていないことが確認された場合は、電話で是正を依頼し、現地の確認を行うことを事前に連絡するとしています。

そのうえで、現地では、要請に応じない「正当な理由」があるかどうか確認するとしていて、具体例として、近くに食料品店がないなど、地域住民の生活の維持が困難となる場合などをあげています。

この際、任意の協力を拒まれた場合は、あらかじめ文書を手渡し、立ち入り検査を行うとしています。

そして「正当な理由」がなく、要請に応じていない場合は、同じ業態でクラスターが発生していたり、いわゆる「3 密」になっていたりするなど、特に必要と認められる場合に、弁明の機会を与え、命令を行うとしています。

また、要請や命令を行った場合の「公表」については「制裁ではない」としたうえで、誹謗中傷が起きないよう配慮することや、かえって多くの人が集まることが想定される場合は、公表しないことができるとしています。

命令への違反が行政秩序上、看過できないと判断した場合には、知事が裁判所に通知し、過料が科されることになります。

◇「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」の開設について

＜消費者庁　2021 年 2 月 12 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023108/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/local_cooperation_cms202_210210_01.pdf.pdf

独立行政法人国民生活センターでは、「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」を開設し、下記のとおり、フリーダイヤル（通話料無料）で、新型コロナワクチン詐欺に関する相談を受け付けることとしました。

これにより、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ってまいります。

記

なくな　いやや

●電話番号：０１２０－７９７－１８８　＜フリーダイヤル（通話料無料）＞

※「050」から始まる IP 電話からはお受けできません。

※おかけ間違いにご注意ください。

●窓口開設日時：令和３年２月 15 日（月）

●相談受付時間：10 時～16 時＜土日祝日含む＞

●対象：新型コロナワクチン詐欺に関する消費者トラブル

相談事例

・「新型コロナワクチンが接種できる。後日全額返金されるので 10 万円を振り込むように」との不審な電話がかかってきた。

●対象地域：全都道府県

※新型コロナワクチン詐欺に関する消費者トラブル以外は、最寄りの消費生活センター等をご案内する消費者ホットライン（１８８番）におかけください（通話料有料）。

◇省庁発表

・医薬品医療機器等法に基づく新型コロナウイルスワクチンの特例承認について

＜厚生労働省　2021 年 2 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16734.html

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2021 年 2 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2N6NgnqFtKriKsJY

・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（６指標）を更新しました。

＜厚生労働省　2021 年 2 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html

・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 2 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html
・「受診・相談センター/診療・検査医療機関等」について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 2 月 12 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyou.html
・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information System on COVID-19
＜厚生労働省　2021 年 2 月 12 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application
＜厚生労働省　2021 年 2 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
・休業支援金・給付金の大企業の非正規雇用労働者の取扱い等について
＜厚生労働省　2021 年 2 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16671.html
---

◇マスク
・マスクでメガネが曇る原因と曇らせない方法とは？
＜goo ニュース　2021 年 2 月 11 日＞　https://news.goo.ne.jp/article/halmek/life/halmek-doubt_822.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・コロナワクチン特例承認、国内初　　厚労省部会、17 日から先行接種
＜共同通信　2021 年 2 月 12 日＞　https://this.kiji.is/732913863930413056?c=39546741839462401 新型コロナワクチン国内初の正式承認 米ファイザー製 厚労省
＜NHK　2021 年 2 月 14 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210214/k10012866411000.html
アメリカの製薬大手ファイザーが開発した新型コロナウイルスのワクチンについて、厚生労働省は 14 日午後、安全性や有効性などが確認されたとして、正式に承認したと発表しました。新型コロナウイルスのワクチンが国内で承認されたのは初めてです。
ファイザーが日本国内での使用に向け、去年 12 月に承認を求める申請をしていたワクチンについて、厚生労働省の専門家部会は 12 日、有効性や安全性などを審査した結果、発症を予防する効果が期待できるとして、承認を了承しました。
これを受けて厚生労働省は 14 日午後、正式に承認したと発表しました。
新型コロナウイルスのワクチンが国内で承認されたのは初めてです。
ファイザーのワクチンは、16 歳以上が対象で、原則 3 週間の間隔をあけて 2 回接種します。
正式な承認を受けて、今月 17 日にも医療従事者に先行して接種が始まる見通しです。
政府はファイザーと年内に 7200 万人分の供給を受ける契約を結んでいて、順次、高齢者などへ接種を進めていく方針です。
新型コロナウイルスのワクチンをめぐっては、このほか、
▼イギリスの製薬大手アストラゼネカが今月 5 日に厚生労働省に対し承認を求める申請を行っているほか
▼アメリカの製薬会社モデルナも国内で治験を進めています。
政府 自治体との連携強化へ
新型コロナウイルスのワクチンの円滑な接種に向けて、政府は、実務を担う自治体の準備に支障が出ないよう、ワクチンの購入や接種などに必要な費用はすべて国が負担することにしています。
また、具体的な接種の進め方について自治体から問い合わせが相次いでいることから、厚生労働省は 15 日、都道府県の職員も加わる形でおよそ 40 人からなる対策チームを発足させ、自治体との情報共有を図るとともに、接種の進捗（しんちょく）状況を確認する方針です。
日本医師会 中川会長「不安がある人 医師会などに相談を」
日本医師会の中川会長は「ワクチンの接種が始まることで、新型コロナウイルスとの闘いは守りから攻めに転じる。日本医師会としても、全国の医師会と連携して情報を収集し、接種を受けるかどうかの判断をサポートできる情報をわかりやすく伝えていきたい。基礎疾患を持つ人などワクチン接種に不安がある人は、あらかじめ『かかりつけ医』や身近な医療機関、地域の医師会に相談してほしい」とするコメントを発表しました。
・ワクチン対象は 16 歳以上
＜共同通信　2021 年 2 月 12 日＞　https://this.kiji.is/732932895857065984?c=39546741839462401

・「1億人」のワクチン接種、自治体から「悲鳴」　医師の手配、会場の確保…準備進まず
＜京都新聞　2021年2月12日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/506338
・PCR検査の資材不足が深刻　輸入減、納期4カ月遅れも
＜朝日新聞　2021年2月11日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP2C3GQMP28IIPE023.html
・[米国] ワクチン接種なら隔離不要　濃厚接触時の指針見直し―米ＣＤＣ
＜時事通信　2021年2月12日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021021200357&g=int
米疾病対策センター（ＣＤＣ）は１０日、新型コロナウイルスのワクチン接種に関するガイドライン（指針）を見直し、感染者と濃厚接触した場合に求めていた１４日間の隔離について、ワクチン接種を完了していれば条件付きで不要とする見解を示した。米国内でワクチンが普及するのに合わせ、接種後の行動指針も見直しが進んでいる。
ＣＤＣの指針は、過去３カ月以内にワクチン接種を完了し、免疫ができる接種後２週間を過ぎても症状が出ていない場合、濃厚接触後も隔離を免除すると定めた。ただ、濃厚接触後２週間は観察が必要で、新型コロナが疑われる症状が出れば、速やかに医療機関にかかるよう促した。
また、「ワクチン接種を受けた者が他人に感染させるリスクは、まだはっきりしない」と指摘。外出時のマスク着用や社会的距離の確保、人混みを避けるなどの行動指針を順守するとともに、州や自治体の勧告に従うよう求めた。
・ワクチン接種後に死亡 0.003%　米国内で1170件
＜FNNプライムオンライン　2021年2月13日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/143643http://www.nhk.or.jp/
・新型コロナワクチン、感染経験者は初回で２回分以上の抗体獲得か　米研究
＜CNN　2021年2月2日＞　https://www.cnn.co.jp/fringe/35165947.html
・ワクチンの効果「有効性93%と推定」イスラエルの保険機関発表
＜NHK　2021年2月12日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210212/k10012862021000.html
・コロナに日本発リウマチ薬、感染死のリスク減少　英大が発表
＜産経ニュース　2021年2月12日＞　https://www.sankei.com/life/news/210212/lif2102120011-n1.html
---

◇感染者
・「コロナのつま先」と呼ばれる後遺症　足指にしもやけのような炎症
＜NEWSポストセブン　2021年2月12日＞
https://www.news-postseven.com/archives/20210212_1634170.html?DETAIL
・コロナ感染者、その知恵の生かし方　　東京都とＮＰＯ、体験談を募集
＜共同通信　2021年2月13日＞　https://this.kiji.is/732765655833411584?c=39546741839462401

◇大学等関係
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(2/12更新)
＜大学プレスセンター　2021年2月12日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(2/4更新)
＜大学プレスセンター　2021年2月4日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html
---

○新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令（文部科学省令第６号）

［官報］　令和３年２月12日　本紙　第431号　２頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210212/20210212h00431/20210212h004310002f.html

○文部科学省令第６号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和３年２月12日　　文部科学大臣　　萩生田光一

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する

省令

第一条　次に掲げる省令の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する」を削り、「の発生」を「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生」に改める。

一　教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）附則第四十二項

二　教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十一号）附則第八項

第二条　次に掲げる省令の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

一　新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う教育職員免許法第九条の二第三項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令（令和二年文部科学省令第二十五号）第二条

二　新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための国立大学法人の長期借入金及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の長期借入金又は債券の償還期間の特例に関する省令（令和三年文部科学省令第一号）第一条

附　則

この省令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年二月十三日）から施行する。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示（文部科学省告示第９号）

［官報］　令和３年２月 12 日　本紙　第 431 号　６頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210212/20210212h00431/20210212h004310006f.html

○文部科学省告示第９号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和３年２月 12 日　　文部科学大臣　　萩生田光一

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示

第一条　大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。)」に改める。

第二条　令和二年度から令和四年度までの間における小学校学習指導要領、現行中学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領並びに現行高等学校学習指導要領及び平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件の規定により適用する新高等学校学習指導要領の特例を定める件（令和二年文部科学省告示第百四号）の一部を次のように改正する。

第一項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附　則

この告示は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年二月十三日）から施行する。

◇マスコミ報道　見出し

・休業支援、昨春分は６割を支給　　大企業の非正規労働者に政府

＜共同通信　2021 年２月 12 日＞　https://this.kiji.is/732934401991835648?c=39546741839462401

・夜の京都・鴨川で２次会流行　飲食店時短「飲み足りない」、市は「感染の危険高い」

＜京都新聞　2021 年２月 13 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/505145

新型コロナウイルス特別措置法に基づく京都府への緊急事態宣言の再発令以降、夜の鴨川沿いで酒席の２次会を開く人が現れている。飲食店への営業時間短縮要請に伴い、午後８時以降は多くの店が閉店しているためとみられる。訪れた人は「時間を気にせず飲める」と話すが、感染防止の徹底を呼び掛ける京都市は「感染の危険が高い行為で、速やかに帰宅してほしい」とする。

２月８日午後９時。冷たい風が吹きすさぶ鴨川右岸。四条大橋北側の川べり約１５０メートルには７組のグループがいた。それぞれ十数メートルの間隔があり、カップルらが間を空けて座る「鴨川等間隔の法則」も健在だった。うち３組は酒類の缶を手にしていた。

「飲み足りなかったのでここに来た」。缶ビールを手にそう話したのは、友人４人で訪れていた西京区の会社員女性（２５）。午後６時半から飲み始めた木屋町通の居酒屋では、８時が近づくと退店を促された。外に出ると通りは真っ暗で、営業している店はなかったという。「自然と鴨川で飲む流れになった」。対岸の南座（東山区）を見上げながら、「寒いけどみんなと話せて楽しい。景色もいい」と語った。

いずれも３年生の女子大学生（２１）と男子大学生（２１）はコンビニで買った缶チューハイで２次会を開いた。「ここならみんなが等間隔で距離を空けて座ってくれる。開放感もある」。不要不急の外出自粛が呼び掛けられる中、女子大学生は「１杯飲んだらすぐ帰ります」と苦笑した。

府は宣言発令時の感染対策として１月１４日～３月７日まで、飲食店やバーなどに営業時間を午後８時までに短縮するよう要請している。京都市は、発令から２週間たった１月２８日夜、時短営業に応じた市内の店の割合を調査した。木屋町・河原町エリアなどの繁華街３カ所計約７８０店のうち、９３％にあたる約７３０店が協力していた。

市は宣言期間中、家族以外との会食や日中も含めた不要不急の外出の自粛を呼び掛けている。市の担当者は、マスクを外す機会が多い飲食時の会話について「鴨川のような屋外でも飛沫（ひまつ）感染するリスクが高い。アルコールで判断能力が低下し、大きな声になる恐れもある」とした上で、「コロナをできるだけ早く収束させるためにも自粛への協力をお願いしたい」と話す。

****

[3] ***生態毒性予測システム「KATE2020 version 2.0」への更新について***

＜環境省　2021 年２月 12 日＞　https://www.env.go.jp/press/109099.html

環境省と国立研究開発法人国立環境研究所は、令和３年１月 28 日（木）に「生態毒性予測システム（通称：KATE（ケイト））のインターネット版「KATE2020 version 2.0」を公開しました。

KATE は生態毒性 QSAR（定量的構造活性相関）モデルの１つです。化学物質の構造式等を入力することにより、魚類急性毒性試験の半数致死濃度、ミジンコ遊泳阻害試験の半数影響濃度等を予測するシステムとして利用されてきました。

本年度公開した「KATE2020 version 2.0」は、平成 23 年に公開した「KATE on NET」の機能を大幅に充実させ平成 31 年１月から公開している「KATE2017 on NET」（令和２年１月に「KATE2020 version1.0」へ更新）の更新版です。入力された化学物質の部分構造に対する構造判定結果を表示する機能の追加及び構造クラス名の改良等を行っています。

１．生態毒性予測システム「KATE(ケイト)」について

生態毒性予測システム KATE（ケイト、KAshinhou Tool for Ecotoxicity）は、環境省の請負業務として国立研究開発法人国立環境研究所 環境リスク・健康研究センターで開発されている生態毒性 QSAR（Quantitative Structure-Activity Relationship：定量的構造活性相関）モデルです。

KATE は、CAS 登録番号※1 検索や、構造式エディタを用いた作図により、SMILES※2 と呼ばれる文字列等を入力し、化学物

質の部分構造等から魚類急性毒性試験の半数致死濃度（LC50）及びミジンコ遊泳阻害試験の半数影響濃度（EC50）等を予測することができます。
※１ 化学物質を特定するための最大 10 桁の数値からなる識別子
※２ 化合物の分子構造等を印刷可能な文字で線形表記した識別子
２．これまでの KATE の公開状況と「KATE2020 version 2.0」の概要
KATE は平成 23 年に「KATE on NET」として初めて公開し、平成 31 年には、「KATE2017 on NET」を公開しました。KATE2020 は、「KATE2017 on NET」の更新版です。
今回公開した「KATE2020 version 2.0」の主な機能と改良点は以下のとおりです。
■KATE2020 の主な機能
１，化学物質の構造にもとづく生態毒性値の予測
（急性影響）
・魚類急性毒性試験（OECD TG 203）における半数致死濃度（LC50）
・ミジンコ急性遊泳阻害試験（OECD TG 202）における半数影響濃度（EC50）
・藻類生長阻害試験（OECD TG 201）における半数影響濃度（EC50）
（慢性影響）
・魚類初期生活段階毒性試験（OECD TG 210）における無影響濃度（NOEC）
・ミジンコ繁殖試験（OECD TG 211）における無影響濃度（NOEC）
・藻類生長阻害試験（OECD TG 201）における無影響濃度（NOEC）
２，予測結果が適用範囲内であるかの判定（構造と log P について）
３，QSAR モデルのグラフ表示
４，複数の化学物質に対する毒性値の予測
■主な更新内容
（１）QSAR モデルの更新
（２）表示・操作方法の改良
（３）構造クラス名の改良
※KATE のこれまでの公開状況及び更新内容の詳細については別紙を御参照ください。
３．参照データについて
KATE の構築に当たっては、環境省が実施した生態毒性試験結果※3及び米国環境保護庁のデータベース※4の魚類急性毒性試験結果を参照データとして用いています。
※３ http://www.env.go.jp/chemi/sesaku/seitai.html （環境省）
※４ https://archive.epa.gov/med/med_archive_03/web/html/fathead_minnow.html （米国環境保護庁）
４．公開日 令和３年１月 28 日（木）
５．アクセス先 https://kate.nies.go.jp/
６．問合せ窓口
KATE 担当（国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康研究センター内）
担当 大野、山本
TEL 029-850-2455 / FAX 029-850-2920 / Email kate@nies.go.jp
７．KATE の利用に当たっての注意事項
○ KATE による予測結果については、化学物質の生態毒性影響の程度について、参考値を得るためのツールの一つとして御利用ください。環境省及び国立環境研究所は KATE による毒性予測値を保証するものではなく、また、KATE による毒性予測値の使用により生じた損害については一切の責任を負いません。
○KATE による予測が可能な化学物質の範囲など、利用に当たっての留意事項については「KATE2020 操作マニュアル」を御参照ください。
○ 本システムで得られた予測結果は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく届出に必要な生態毒性試験結果として利用することはできません。
****

[4] ***環境安全関係***

◇木屋川水系木屋川ダム再開発事業に係る環境影響評価書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2021 年 2 月 12 日＞　https://www.env.go.jp/press/109100.html

---

◇水くむだけで生息調査　宍道湖七珍復活へ新手法　島根大

＜朝日新聞　2021 年 2 月 12 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP2C73V3P23PTIB011.html

川や海の水をくむだけで、どんな生き物がいるか分かる――。「環境 DNA 分析」と呼ばれる新しい研究手法を用い、資源量の減少が危惧される「宍道湖七珍」などの魚介類の実態調査が島根大学で進められている。研究者は「資源保護に向けた基礎データになる」と期待している。

調査しているのは、島根大学生物資源科学部の高原輝彦准教授らのグループ。環境 DNA 分析は、水に溶け出した生き物のふんなどに由来する DNA をもとに、水生生物の生息の有無や数などを推定する。1 リットルの水をくんで濾過（ろか）処理して DNA を精製。PCR 法で特定の DNA を増幅して分析することで、希少生物でも簡単に生息状況が分かるという。

高原准教授らによるヤマトシジミの調査では、宍道湖東岸で高い DNA 濃度を記録し、実際に採取して調べる県の資源量調査と傾向が一致。塩分濃度と DNA 濃度に相関があり、シジミが宍道湖内の塩分濃度の高い場所を好んで生息することが確認されたという。また、宍道湖のシジミ資源量の推定に向け、2017 年 6 月と 10 月に宍道湖岸の 122 地点で採水し、湖全域でシジミの DNA 濃度を分布図にすることにも成功した。

16 年 2 月～19 年 1 月に実施したニホンウナギの調査では、冬場に DNA 濃度が低下するなどの季節的な変動を確認。観測地点によっても DNA 濃度が異なり、砂利浜や護岸で低かった一方、岩場や消波ブロック周辺で高いことが分かった。ウナギの隠れ家になったり、エサ場になったりしている可能性が考えられるという。高原准教授らは松江市と協力し、中海での保護礁設置の効果検証も進めている。

高原准教授らは 15 年 12 月から宍道湖と中海の計 14 地点で毎月採水し、DNA サンプルを蓄積している。「手軽な手法でデータを集められれば、資源量の長期的な変動を見ることができる。漁協や自治体とも協力して資源減少の原因や復活の手がかりをつかみ、宍道湖七珍などの資源保護に貢献したい」と話す。

****

[5] ***調査、公募、意見募集等***

[公募結果、意見募集結果]

◇令和 2 年度第 3 次補正予算「先端研究設備整備補助事業（研究施設・設備・機器のリモート化・スマート化）」の採択機関の決定について

＜文部科学省　2021 年 2 月 12 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afyZacwEx4lziYbQ

[調査結果]

◇薬局の利用に関する世論調査

＜内閣府　2021 年 2 月 12 日＞　https://survey.gov-online.go.jp/r02/r02-yakkyoku/index.html

****

[6] ***その他省庁発表***

◇大学等における求人公募に係る申請手続きのオンライン化等の推進について

＜文部科学省　2021 年 2 月 12 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afyZacwEx4lziYbS

◇学校給食実施基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第 10 号）

［官報］　令和 3 年 2 月 12 日　号外　第 32 号　38 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210212/20210212g00032/20210212g000320038f.html

****

[7] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会（血液事業部会）

＜厚生労働省　2021 年 2 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=4xsCTnGSbqrT8NVxY

・薬事・食品衛生審議会薬事分科会　令和２年度第２回血液事業部会を開催します　　２月 26 日、Ｗｅｂ会議
＜厚生労働省　2021 年２月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=O8PalqlKtnILKBCpY
１　令和３年度の献血の受入れに関する計画（案）について
２　令和３年度の血液製剤の安定供給に関する計画（需給計画）（案）について
３　運営委員会委員の指名について
４　その他
・第１回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議の開催について　　２月 15 日、ウェブ会議
＜消費者庁　2021 年２月 12 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023097/
・食物アレルギー表示制度の運用に当たっての意見交換
・くるみの義務表示化に向けた意見交換(現状の整理について)
――――――――――――――――――

[開催記録、報告、資料等]
・薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和２年度第１回適正使用調査会議事録　　１月 22 日
＜厚生労働省　2021 年２月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yzMqZlm6RoL72P5ZY
１．血液製剤使用実態調査について
２．血液製剤使用適正化方策調査研究事業について
３．その他
・消費者安全調査委員会の動き 第 93 号(令和２年 12 月 25 日 発行)
＜消費者庁　2021 年２月 12 日＞　https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/activity_report/
会議情報
・消費者安全調査委員会の発信力の強化に向けた考え方
・幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故
・学校の施設又は物品により発生した事故
・機械式立体駐車場で発生した事故のフォローアップ
・アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）第 24 回政府間会合/科学企画グループ会合の開催結果について　　２月９日
＜環境省　2021 年２月 12 日＞　https://www.env.go.jp/press/109088.html
・第 10 期 環境エネルギー科学技術委員会（第５回）　議事録　　令和元年 10 月 23 日
＜文部科学省　2021 年２月 12 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afyZacwEx4lziYbL
1. 令和２年度文部科学省概算要求（環境エネルギー科学技術分野）について
2. 革新的環境イノベーション戦略の検討状況について
3. 今後の環境エネルギー科学技術分野における研究開発の在り方について
4. その他
・第 10 期 環境エネルギー科学技術委員会（第８回）　議事録　　令和２年 11 月 10 日
＜文部科学省　2021 年２月 12 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afyZacwEx4lziYbO
1. 環境エネルギー科学技術分野の今後の方向性について
2. 研究開発課題の評価について
3. その他
・中央教育審議会大学分科会（第 159 回）配布資料　　２月９日
＜文部科学省　2021 年２月 12 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afyZacwEx4lziYbN
1. 質保証システム部会の審議の状況について
2. 「全国学生調査」の本格実施に向けた検討状況について
3. 魅力ある地方大学の在り方について
4. 教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について
5. その他
****

[8] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 524 号　2021 年 2 月 10 日　から＞

〇国際

・Series on Testing and Assessment: publications by number

＜経済協力開発機構(OECD)　2021 年 2 月 4 日＞

http://www.oecd.org/env/ehs/testing/series-testing-assessment-publications-number.htm

OECD は、規制目的で使用される Physiologically Based Kinetic (PBK) 1 モデルの特性評価、検証と報告に関するガイダンス文書 No331 を掲載した。

動物実験から得られた in vivo データではなく、毒性試験のための in vitro および in silico (非動物) アプローチに重点が置かれている。→

http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?cote=ENV-CBC-MONO(2021)1%20&doclanguage=en

---

〇欧州

・Daily News 01 / 02 / 2021　Security Union: Stricter rules on explosive precursors will make it harder for terrorists to build homemade explosives

＜欧州委員会(EC)　2021 年 2 月 1 日＞

欧州委員会は、爆発物の前駆体にアクセスすることを制限する厳しい規則が欧州全体で発効することにより、オンラインかオフラインかにかかわらず、疑わしい取引はオンライン販売市場を含めて報告する必要があると報じている。この規則には、硫酸と硝酸アンモニウムという 2 つの追加化学物質も制限されており、自家製の爆発物を製造するために悪用されてきた危険な化学物質の販売とマーケティングに対するより強力な保護手段と管理が含まれていると説明している。

・Commission Implementing Decision (EU) 2021/103 of 29 January 2021 not approving carbon dioxide as an existing active substance for use in biocidal products of product-type 19

＜欧州委員会(EC)　2021 年 2 月 1 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021D0103&qid=1612224608665

欧州委員会 (DG SANTE) は、殺生物性製品規則に基づき、二酸化炭素(CAS RN 124-38-9)を製品型 19 の殺生物性製品の既存の活性物質として承認しないとする 2021/1/29 付け欧州委員会執行決定 (EU) 2021/103 を官報公示した。この決定は官報公示の 20 日後に発効する。

・Occupational exposure limits - Consultations on OEL recommendation

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 2 月 1 日＞

https://www.echa.europa.eu/web/guest/oels-pc-on-oel-recommendation/-/substance-rev/27203/term

ECHA は、作業場におけるアスベストの職業曝露限界 (OEL) 評価に関する ECHA 科学報告書を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2021/4/1 まで。ECHA Scientific report →

https://www.echa.europa.eu/documents/10162/d5f8d584-5e7d-bc97-3a98-4e9a39715f41

・ECHA Weekly - 3 February 2021

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 2 月 3 日＞

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-3-february-2021

ECHA は ECHA Weekly の 2021/2/3 版を掲載した。

・Towards sustainable outdoor shooting and fishing - ECHA proposes restrictions on lead use

＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 2 月 3 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/towards-sustainable-outdoor-shooting-and-fishing-echa-proposes-restrictions-on-lead-use

ECHA は、アウトドア-スポーツの射撃や、釣りにおける鉛の使用について使用制限を提案する。

・Current calls for comments and evidence

＜欧州化学品庁(ECHA)　　2021 年 2 月 3 日＞

https://www.echa.europa.eu/calls-for-comments-and-evidence

ECHA は、REACH 第 69 条(2)に基づくヒ酸(CAS RN 7778-39-4)と六価クロム化合物(CAS RN 特定されず)の制限を開始しないことを提案する ECHA の報告に関する意見と証拠の提供を求めている。情報提供は 2021/03/17 まで。

ヒ酸報告書　→ https://www.echa.europa.eu/documents/10162/0a519913-88c9-1aa1-3635-a4999aa3bc1c
六価クロム化合物報告書→ https://www.echa.europa.eu/documents/10162/1cdb4c17-6855-032a-3f0b-70c7b53d3030
・Roadmap to address substances of very high concern complete
＜欧州化学品庁(ECHA)　　2021 年 2 月 4 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/roadmap-to-address-substances-of-very-high-concern-complete
ECHA は、高懸念物質を特定するためのロードマップの成果をまとめた 2020 年版パンフレットを発表した。
・欧州化学物質庁、REACH 規則の認可制度の好影響を示す報告書を公表（発表日：2021/1/13）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2021 年 2 月 1 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=44907&oversea=1
標記記事が掲載された。

○米国

・Systematic Review Protocol for the PFAS IRIS Assessments
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 1 月 29 日＞
https://cfpub.epa.gov/ncea/iris_drafts/recordisplay.cfm?deid=345065
EPA は、PFBA、PFHxA、PFHxS、PFNA、および PFDA IRIS 評価の体系的レビュープロトコルの最新版をリリースした。このプロトコルは、ペルフルオロデカン酸、ペルフルオロノナン酸を含む 5 つのペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質(PFAS) 評価のドラフト IRIS 評価を作成するための体系的なレビューと用量反応分析を実施する方法を示すものと説明している。
・How to Access the TSCA Inventory Download the non-confidential TSCA Inventory
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 2 月 3 日＞
https://www.epa.gov/tsca-inventory/how-access-tsca-inventory
EPA は、ダウンロード可能な TSCA の非機密インベントリの最新版（2021 年 2 月版）を掲載した。この更新は 6 ヶ月毎に行われている。
・Strategic Plan to Reduce the Use of Vertebrate Animals in Chemical Testing
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 2 月 5 日＞
https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/strategic-plan-reduce-use-vertebrate-animals-chemical
EPA は、TSCA 第 4 条(h)(2)(C)に沿った代替試験方法の開発と実施を促進するための戦略計画、（または新しいアプローチ方法［NAM］）の 2021 年リストを掲載した。

○カナダ

・Dinoseb
＜カナダ　　2021 年 2 月 6 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/dinoseb.html
カナダ政府は、化学物質管理計画に基づき、ジノセブ（CAS RN 88-85-7）の最終スクリーニング評価を発表した。この物質はカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条の 1 つ以上の基準に合致することから、そのリスク管理アプローチに関し、2021/4/7 まで 60 日間の意見募集も開始されている。
カナダ官報　→ http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-02-06/html/notice-avis-eng.html#ne5
・Dimethoxymethane
＜カナダ　　2021 年 2 月 6 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/dimethoxymethane.html
カナダ政府は、化学物質管理計画に基づき、ジメトキシメタン（CAS RN 109-87-5）の最終スクリーニング評価を発表した。この物質はカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条の基準には合致しない。

カナダ官報　→ http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-02-06/html/notice-avis-eng.html#ne4
・Protein Derivatives and Yeast Extract Group
＜カナダ　　2021 年 2 月 6 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/protein-derivatives-yeast-extract-group.html
カナダ政府は、化学物質管理計画に基づき、タンパク質誘導体および酵母抽出グループのスクリーニング評価案を公開し、2021/4/7 まで 60 日間の意見募集を開始した。評価案では、これらのグループはカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条の基準には合致しないとしている。
カナダ官報　→ http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2021/2021-02-06/html/notice-avis-eng.html#ne3

〇タイ
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/THA/590
＜タイ　　2021 年 2 月 5 日＞
タイ工業標準局（TISI）は、合成染料に関する工業省規則草案：Direct Dye（TIS 739-25XX(20XX))を WTO/TBT 通報した。TISI は Direct Dye (TIS 739-2555(2012))を置き換えることを意図するものと説明している。この通報への意見提出は 2021/4/6 まで。
WTO/TBT 通知文書（タイ語）　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/THA/21_0897_00_x.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/THA/591
＜タイ　　2021 年 2 月 5 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/170217?FromAllNotifications=True
タイ工業標準局（TISI）は、合成染料に関する工業省規則草案：Reactive Dye（TIS TIS 740-25XX(20XX))を WTO/TBT 通報した。TISI は Reactive Dye（TIS 740-2555(2012)）を置き換えることを意図するものと説明している。この通報への意見提出は 2021/4/6 まで。WTO/TBT 通知文書（タイ語）　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/THA/21_0898_00_x.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/THA/592
＜タイ　　2021 年 2 月 5 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/170218?FromAllNotifications=True
タイ工業標準局（TISI）は、合成染料に関する工業省規則草案:Vat Dye（TIS 760-25XX(20XX)）を WTO/TBT 通報した。TISI は Vat Dye（TIS 760-2555(2012)）を置き換えることを意図するものと説明している。この通報への意見提出は 2021/4/6 まで。
WTO/TBT 通知文書（タイ語）　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/THA/21_0899_00_x.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/THA/593
＜タイ　　2021 年 2 月 5 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/170219?FromAllNotifications=True
タイ工業標準局（TISI）は、合成染料に関する工業省規則草案：Sulphur Dye（TIS 2344-25XX(20XX)）を WTO/TBT 通報した。TISI は Sulphur Dye（TIS 2344-2555(2012))を置き換えることを意図するものと説明している。この通報への意見提出は 2021/4/6 まで。
WTO/TBT 通知文書（タイ語）　→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/THA/21_0900_00_x.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/THA/594
＜タイ　　2021 年 2 月 5 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/170220?FromAllNotifications=True
タイ工業標準局（TISI）は、合成染料に関する工業省規則草案：Acid Dye（TIS 2532-25XX(20XX)）を WTO/TBT 通報した。TISI は Acid Dye（TIS 2532-2556(2013)）を置き換えることを意図するものと説明している。この通報への意見提出は 2021/4/6 まで。
WTO/TBT 通知文書（タイ語）→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/THA/21_0901_00_x.pdf
****

[9] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・フィンランドからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2021 年 2 月 12 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210212.html

********** 以上 **********